



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年10月4日火曜日 第2813号

## ◇ 目 次 ◇

保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...	784
保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示(3件).....	( " ) ...	784
漁業の免許.....	(水産課) ...	785
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(砂防課) ...	786
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	786
指定居宅介護支援事業者の指定.....	( " ) ...	786
指定介護予防サービス事業者の指定.....	( " ) ...	787
指定居宅介護支援事業の廃止.....	( " ) ...	787
指定介護予防サービス事業の廃止.....	( " ) ...	787
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	( " ) ...	787
道路の供用開始(県道小田河辺大洲線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	788

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課) ...	788
-------------------------------	------------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第1100号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年10月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
四国中央市富郷町豊坂乙114(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第1101号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成28年8月30日愛媛県告示第993号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年10月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
南宇和郡愛南町御荘和口1134	南宇和郡城辺町甲2452番地1 大森力	森林所有者
南宇和郡愛南町御荘和口1153	南宇和郡御荘町大字和口262番地 吉本三六	"

- 2 保安林として指定された目的  
水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第1102号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成28年8月30日愛媛県告示第993号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年10月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
南宇和郡愛南町御荘長月2459	南宇和郡御荘町大字長月95番戸 徳 永 宇太郎	森林所有者
南宇和郡愛南町御荘長月2461	南宇和郡御荘町大字長月口95番戸 徳 永 國 松	"
南宇和郡愛南町御荘長月2464	南宇和郡御荘村大字長月1492番地 楠 島 和 夫	"
"	南宇和郡御荘町大字長月95番戸 徳 永 安太郎	"
"	南宇和郡御荘町大字長月114番戸 徳 永 森太郎	"
南宇和郡愛南町御荘長月2464、2465の3、2467	南宇和郡御荘町大字長月72番戸 新 井 林太郎	"
"	南宇和郡御荘町大字長月89番戸 森 本 清 七	"
"	南宇和郡御荘町大字長月94番戸 水 本 小太郎	"
"	南宇和郡御荘町大字長月68番戸 楠 島 弥 作	"
"	南宇和郡御荘町大字長月2114番地 福 村 直 一	"
南宇和郡愛南町御荘長月2465の3、2467	南宇和郡御荘町大字長月95番戸 徳 永 安太郎	"
"	南宇和郡御荘町大字長月114番戸 徳 永 森太郎	"
"	南宇和郡御荘町大字長月1492番地 楠 島 和 夫	"

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1103号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成28年8月30日愛媛県告示第992号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

○愛媛県告示第1104号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成28年10月1日次のように区画漁業を免許した。

平成28年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
南宇和郡愛南町僧都854	南宇和郡城辺町大字僧都337番地 岡 下 妻 一	森林所有者
"	南宇和郡緑僧都村大字僧都333番地 岡 下 長 一	"
"	南宇和郡城辺町大字僧都790番地 下 田 正 吉	"
"	南宇和郡城辺町大字僧都790番地3 下 田 武 廣	"
"	南宇和郡城辺町大字僧都イ28番戸 上 田 八太郎	"
"	南宇和郡緑僧都村大字僧都423番地 大 野 辰 治	"
"	南宇和郡城辺町大字僧都268番地2 谷 山 梅 一	"
"	南宇和郡緑僧都村大字僧都1323番地 峰 田 栄 吉	"
"	南宇和郡緑僧都村大字僧都1339番地1 峯 田 齊	"
南宇和郡愛南町僧都854、855の1、855の2	南宇和郡城辺町乙1121番地1 大 野 定 俊	"
南宇和郡愛南町僧都855の1、855の2	南宇和郡城辺町僧都337番地 岡 下 妻 一	"
"	南宇和郡城辺町僧都333番地 岡 下 長 一	"
"	南宇和郡城辺町僧都790番地 下 田 正 吉	"
"	南宇和郡城辺町僧都790番地3 下 田 武 廣	"
"	南宇和郡城辺町僧都イ28番戸 上 田 八太郎	"
"	南宇和郡城辺町僧都423番地 大 野 辰 治	"
"	南宇和郡城辺町僧都268番地2 谷 山 梅 一	"
"	南宇和郡城辺町僧都1323番地 峰 田 栄 吉	"
"	南宇和郡城辺町僧都1339番地1 峯 田 齊	"

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
伊区第13号	西宇和郡伊方町串19番地 三崎漁業協同組合 外14名	平成28年6月24日付け愛媛県告示第772号のとおり	平成28年10月1日から平成36年3月31日まで
伊区第14号	〃 〃	〃	〃

○愛媛県告示第1105号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成28年10月4日

愛媛県知事 中村時広

阿寄 A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を市道春賀線東側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
大洲市	春賀	甲872番6	1号
		乙45番1	2号、4号、5号
		乙45番2	3号

	乙46番2	6号
	乙46番1	7号
	乙40番	8号、9号、10号、11号、12号
	甲778番5	13号

阿寄 B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を市道春賀線東側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
大洲市	春賀	甲764番1	1号
		乙38番1	2号、3号
		乙36番	4号
		乙33番1	5号、6号、7号、8号
		甲748番1	9号

○愛媛県告示第1106号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成28年10月4日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社リハテラス	タートル訪問看護リハステーション	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目4番34号	平成28年7月1日	訪問看護
株式会社サスケ	訪問看護ステーションまごころ	愛媛県四国中央市土居町津根3357-1	平成28年8月1日	訪問看護
株式会社マルト	サンマルト	愛媛県新居浜市寿町11番34号	平成28年8月1日	福祉用具貸与
株式会社マルト	サンマルト	愛媛県新居浜市寿町11番34号	平成28年8月1日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第1107号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成28年10月4日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アライアンス	居宅介護支援事業所 飛鳥	愛媛県四国中央市川之江町473番地1	平成28年8月1日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第1108号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成28年10月4日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同社リハテラス	タートル訪問看護リハステーション	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目4番34号	平成28年7月1日	介護予防訪問看護
株式会社サスケ	訪問看護ステーションまごころ	愛媛県四国中央市土居町津根3357-1	平成28年8月1日	介護予防訪問看護
株式会社マルト	サンマルト	愛媛県新居浜市寿町11番34号	平成28年8月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社マルト	サンマルト	愛媛県新居浜市寿町11番34号	平成28年8月1日	特定介護予防福祉用具販売

## ○愛媛県告示第1109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年10月4日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 十全会	居宅介護支援事業所むつみ	愛媛県新居浜市中萩町9番52号	平成28年6月30日	居宅介護支援
有限会社おかげさん	おかげさん	愛媛県今治市玉川町別所甲93番3	平成28年8月1日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第1110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年10月4日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社 オフィスワン	オレンジケアステーション	愛媛県新居浜市篠場町10番25号	平成28年6月30日	介護予防通所介護

## ○愛媛県告示第1111号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成28年10月4日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護療養型医療施設の開設者の 名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 滴水会	医療法人滴水会吉野病院	愛媛県今治市末広町一丁目5番地5	平成28年6月30日	介護療養型医療施設
医療法人 仁明会	内科・消化器科羽鳥病院	愛媛県今治市南宝来町三丁目2番地3	平成28年7月31日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第1112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成28年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂2215番	平成28年10月4日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成28年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年9月23日	特定非営利活動法人 トータルサポートえひめ	大 塚 恵	松山市山西町127番地の40	この法人は障害児・者、高齢者、精神的不安を抱える方及びその保護者、家族に対してトータルのサポートを行う事業を行いノーマライゼーションの社会に寄与することを目的とする。